

厚生文教常任委員会

平成28年6月24日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成28年6月24日（金） 午前9時30分 開会
午前10時20分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	増田順弘
副委員長	西川朗
委員	内野悦子
〃	西井覚
〃	藤井本浩
〃	西川弥三郎
〃	白石栄一

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	赤井佐太郎
議員	川村優子
〃	岡本吉司
〃	阿古和彦

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	山下和弥
副市長	生野吉秀
教育長	大西正親
総合政策企画監	本田知之
市民生活部長	
兼新炉建設準備室長	巽重人
新炉建設準備室課長補佐	福井敏秀
保健福祉部長	水原正義
保健福祉部理事	
兼子育て福祉課長	岡幸子
教育部長	吉村孝博
教育委員会理事	
兼生涯学習課長	和田正彦
体育振興課長	竹本淳逸

新庄文化会館長 西 村 圭代子

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中 井 孝 明
書 記	吉 田 賢 二
〃	新 澤 明 子
〃	吉 留 瞳

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第41号 平成28年度葛城市一般会計補正予算 (第1号) の議決について

調 査 案 件 (所管事項の調査)

新クリーンセンター建設にかかる諸事業について

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開催いたします。

皆さん、おはようございます。理事者側におかれましては、昨日の総務建設常任委員会に引き続きましてご出席、ご苦勞さんでございます。梅雨の最中というところでございますけれども、毎日暑い日が続いてございます。また、選挙におきましても、非常に熱い戦いが行われている真っ最中でございます。周りを見渡しましても、市内420ヘクタールの水田の作付、植えつけもほぼ終了して、季節が夏に大きく動いてきたというのが伺えるかなという、こういう時期でございます。

本日は、大変多忙のところ早朝よりご参集を賜りまして、本当にありがとうございます。本日の案件、皆さん方のご協力のもとにスムーズに進行できますよう、また、いろいろ活発なご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げて冒頭のご挨拶とさせていただきます。

まず、委員外議員の出席でございます。岡本議員でございます。それから阿古議員でございます。それから川村議員でございます。

一般の傍聴の取扱いについてお諮りをいたします。本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

増田委員長 それでは、開催に先立ちましてご注意申し上げます。発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立をいただき発言されますようお願いを申し上げます。また、携帯電話をお持ちの方につきましては、電源を切る、もしくは音の出ないようなご配慮を賜りますようご協力、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入らせていただきます。

まず、議第41号、平成28年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分について、提案者の内容説明を求めます。

水原保健福祉部長。

水原保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の水原でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております議第41号、平成28年度葛城市一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,662万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億6,162万7,000円とするものでございます。

それでは、分割付託されております厚生文教常任委員会の所管に係る部分についてご説明申し上げます。事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、20節扶助費で228万2,000円の追加でございます。母子家庭等自立支援に係る高等技能訓練促進給付金でございます。

めくっていただきまして、9ページをお願いいたします。8款教育費、5項社会教育費、6目文化会館費、11節需用費で315万9,000円の追加でございます。新庄文化会館に係る修繕費でございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金で171万1,000円の追加でございます。母子家庭等対策総合支援事業補助金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 ただいま水原部長の方からご説明ありました議第41号、平成28年度葛城市一般会計補正予算(第1号)について、若干の質疑をしておきたいと思っております。

事項別明細書の7ページであります。3款1目児童福祉総務費、20節扶助費、母子家庭等自立支援給付費228万2,000円の増額補正の理由、内容について、まずお伺いをしたいわけがあります。

さらに、本事業については、国は平成15年から本格的に就労支援を中心にした母子家庭のこの支援事業を行ってきているわけでありまして、近年のこの実績、成果、その点について数字があるものについてお伺いをしておきたい、このように思いますので、よろしくをお願いいたします。

増田委員長 岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長。

岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくをお願いいたします。ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

まず、補正の内容につきましては、ひとり親家庭の母または父が就職に有利な資格の取得を促進するため、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として支給する高等職業訓練促進給付費について、制度改正があったため補正するものでございます。

改正の内容につきましては、対象者につきましては、養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し対象資格の取得が見込まれるもので、支給期間が以前は2年間でしたが、この制度改正により養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し対象資格の取得が見込

まれる者で、支給期間が3年間となったものでございます。

それと、また平成28年度より、新規というのが今の部分に当たりますけども、今現在2年目で、平成27年度を終了された方で、平成28年度も引き続いて修業されておられる方も対象となったもので、補正とするものでございます。

対象者が2名おられまして、支給額については、市民税非課税者が月10万円、課税者が7万500円と、支給額については今までと同じで改正はございません。その2名のうち1名は7月分までは課税対象者となって、7万500円の4カ月と、8月から3月までの分が非課税者となりますので、10万円の8カ月分として108万2,000円。もう1人の方は非課税対象者で10万円で、1年間で120万円、計228万2,000円の増額補正をするものとなります。

今までの実績でございますが、平成21年度からの実績ですが、今まで4人の方が卒業されておりまして、皆さん資格を取得され、就業いただいております。

以上でございます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 本支援事業については、平成15年度から制度改正を繰り返して、本年も制度改正をされ、条件そのものは私は改善をしてきて、一定、母子家庭等の家庭に対するニーズに応えられる、応えきれてるとは言えないけれども、そういう方向に進んでいるというふうには理解をしております。

今、理事からご説明いただきました。平成21年度からの数字をお伺いしたわけでありましてけども、この4人の方が終了したということで、じゃあ何人の方がこの制度を利用されたのか、そのうち4人の方が終了されて、看護師とか准看護師とか保育士とか介護福祉士、どのような資格を取得して、就業し、自立につながっていったか、この内容についてお伺いしておきたい、このように思いますのでよろしくお願いします。

増田委員長 岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長。

岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長 ただいまのご質問でございますが、4名の方、全員が看護師になっております。現在、平成28年度、今補正させてもらった、対象者になった2名の方につきましては、看護師1名、理学療法士1名になっております。それ以上は受けておりません。

(「これまで受けられた方は」の声あり)

岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長 今まで4名が卒業されて、今現在2名が支給対象者になっております。

(「4名全部支給されて、4名が全部資格を取得して」の声あり)

岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長 今までは、済みません、6名対象者で、そのうち4名が卒業されていて、資格を取得して、就労に結びついております。

増田委員長 白石委員。

白石委員 理事の方から改めてお答えをいただきました。平成21年度から4人の方がこの高等職業訓練促進給付金等の事業に基づいて、給付金も受けて、勉強されて看護師に4人なると。さらに、今、看護師が1名、理学療法士1名、目指して頑張っているという状況であります。

平成21年ですから7年でありますね。今年で8年目ということでもありますけれども、事業としてもこれは非常に評価できるものでありますけれども、やっぱりこういう7年の間に4人の資格取得、そして平成28年度には更に2人という、そういう現状からすれば、私はこの制度をもっともっとやはり周知徹底をされ、利用促進を図るべきではないのかというふうに思います。

当然、この制度を利用するためには、いろいろな条件があるわけですね。やはり所得の要件があったり、やはり卒業がちゃんと見込まれる者であったりとか、いろいろ条件があります。その辺のところの条件もやはり緩和をして、更に適用、利用が拡大できるように、やはりしていかなければならない、このように思います。ありがとうございました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 このたびの本委員会に付託された案件というのは、本当にこの1件で、しかも補正予算の内容は2件だけということで、その2件のうち、最後の1件についてお伺いしておきたいと思えます。

事項別明細書の9ページであります。8款教育費、6目文化会館費であります。修繕料が315万9,000円計上されております。この内容についてお伺いしておきたい、このように思います。

増田委員長 西村新庄文化会館長。

西村新庄文化会館長 新庄文化会館の西村でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの修繕料につきましてでございますが、新庄文化会館におきまして、事務所にあります消防放送設備の不具合でございます。連動停止として異常表示され、保守点検業者から、二十数年が経過しておりますので入れかえをしないとという指摘がございました。また、LED非常用誘導灯と、リニューアブルプレート壁付埋め込み等も計上しております。消防設備の不備というところで、いずれも緊急性を要しますので補正をお願いしたところでございます。消防放送設備の改修が259万2,000円で、消防設備改修が、非常灯の誘導灯とかのプレートが56万7,000円でございます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 館長の方からご答弁をいただきました。あと、この消防用放送設備の、この不調を来たすようでは緊急事態に対応できないということで、補正をする理由については理解できるわけありますけれども、3月定例会が3カ月前にあったばかりで、改めてこの6月議会上程されているという件は、やはり日々の施設設備の整備点検・管理、そういう点で、やはり今後留意をしていただきたいというふうに思います。

以上であります。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

内野委員。

内野委員 7ページの3款民生費、2項児童福祉費、20節扶助費なんですけども、今、白石委員がほとんど聞きたいところを質問していただいて、詳しいご答弁をいただきました。それで2つ

だけちょっと聞かせていただきたいんですけども、今、母子家庭等自立支援給付費の中の、年々母子家庭、父子家庭はふえていると思うんですけども、本当にこの高等技能を取得するには、かなりハードな、大変な、子どもを抱えてしながら大変な中を、この4名の方、今また2人、取得に頑張っておられるということで、今お聞きさせていただいたんですけども、この周知、これを知らない方も多々おられると思うんですが、どういうふうな周知の仕方をされているのかということと、それともう一つが、今言ってる看護師であったりとか理学療法士であったりとか、ほかにもどういうふうな高等技能の種類があるのか、教えていただけたらと思います。

増田委員長 岡理事。

岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、この対象者は、ほとんどと言っていいか、児童扶養手当の受給者が対象者となっております。つまりひとり親の母子・父子になっておりまして、そういう方におかれましては、まず市民窓口課の方に何か異動があったり、また、それになる前に子育て福祉課の方に相談とかがございます。そのときに、子育て福祉課の方で説明をさせていただく機会が必ずあります。

それと、児童扶養手当を受給されてる方に関しましては所得制限がございますので、1年に1回、8月ですけれども、現況届、所得制限の確認をするときがございますので、そのときには県から配布いただいておりますしおり、何ページかにわたってあるチラシがあるので、それをお渡しさせていただきまして、個々に周知をさせていただいてるということでございます。

それから、対象の職種でございます。4月からもふえまして14職種になっております。まず看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、美容師、理容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師、以上、14職種になっております。

以上です。

増田委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。職種も幅広く広げていただいて、また利用しやすくなるんじゃないかなと、今、14職種聞かせていただいて思いました。

それと、8月に個々に周知をしていただいているということで、わかりました。どうもありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 別に内容どうのこうのじゃないんですけど、今の理事の答弁の中で、若干ちょっと確認をしておきたい。その所得のことなんですけれども、理事は児童扶養手当の受給者ということでもありますけれども、私の認識では、同程度の所得であっても適用されるというふうに理解をしているのが1点。ですから、必ず児童扶養手当を受給しているということではなくて、

一定の幅があるのではないかという理解をしている。

それと、14職種と言いましたけれども、要綱等を見ても14職種等というふうに書いてあるわけで、その他、やっぱり専門的な職種についても、これは対象になるのではないかというふうに思うんですが、その辺の確認だけしておきたい。

以上です。

増田委員長 岡理事。

岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長 ただいまのご質問でございますが、必ずしも児童扶養手当の対象者ということでは、先ほどはほとんどということとさせていただきます、済みませんけども、同等と見なせる場合も対象者にはなるということで、ちょっと修正させていただきます。

それと、職種につきましては、基本は国・県の要綱に基づいてさせていただきます、その他、市長が地域の実情に応じて定める資格ということはずっとさせていただきます。

(「その他があるわけやな」の声あり)

岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長 はい。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第41号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第41号の関係部分は原案どおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了をいたしました。

引き続きまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査案件についてでございます。

新クリーンセンター建設にかかる諸事業についてを議題といたします。

本件について、現在の事業の進捗状況等について、理事者より報告をお願い申し上げます。
巽市民生活部長。

巽 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部長の巽でございます。それでは、私の方から現在の事業の進捗状況についてご報告させていただきます。

まず、工事の進捗につきましては、現在、地下部分の建築は完了し、地上部の壁や床の建築及び通風設備や余熱利用設備の据えつけを行っております。また、煙突部分につきましては、地上40メートルのうち約28メートルまでコンクリート打設を完了しております。今後は、炉本体内部の築炉工事や配管工事、また電気工事、内装工事を行い、並行して管理棟の建築

に取りかかりたいと考えております。現在の進捗率につきましては、工場製品も含め約51%です。

次に、県の擁壁及び本体の取り消し訴訟、この件でございますが、4月27日に大阪高裁から本件控訴を棄却する判決が出ております。原告側は直ちに最高裁に上告されていますが、その後の状況につきましては、まだ連絡がございません。

以上でございます。

増田委員長 ただいま報告願いました件につきまして、何かご質問等はございませんか。

西川副委員長。

西川朗副委員長 今、異部長の方から進捗状況、ありがとうございます。よくわかりました。

ただ、この間、その進捗状況のことに関しまして現地視察を行かせていただきました。そのときに進入路の件なんですけども、まだ一部仮設のままの箇所があります。今後、その用地買収交渉をどのようにされていくか、また、稼働に向けての時間も迫っています。それに伴って、今までそのルートをどのように、私、今までその勉強不足ではございますので、そのルートの決定された経緯などを、ちょっとわかれば教えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

増田委員長 異 市民生活部長兼新炉建設準備室長。

異 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部長の異でございます。それでは、今の副委員長からのご質問ですが、先にルートの決まった過程についてご説明をさせていただきたいと思えます。

もともと旧當麻クリーンセンターへの當麻側からへの旧の進入道路につきましては、地元から認めていただけなかったという経緯がございます。それで、新ルートとして史跡の丘ルート案と、もう一つ、竹内の上池付近からの山側からのルートである上池ルート案というのが、2つの案が実はございました。その2つの案につきまして、新クリーンセンター建設事業特別委員会でお諮りし、議論していただいた中で、経費的な面からも史跡の丘ルートに決定いただいたという経緯がございます。なお、ちなみにその経費でございますが、史跡の丘ルートであれば約5億円、上池ルートであれば約10億円、その当時の試算でかかるということでもございました。

その後、更はその史跡の丘ルートの中でも、現在の案よりも池側ぐらい、池のところまでは変わらないんですけども、その更に西側の山の中を行くルートと、それから今のルートと、それから瓦堂池の、本当に池の際を更に東側ぎりぎり通るルートの3つの案を提示したわけでございますが、その中で最終的に現地視察もしていただいた中では、現在のルートということでご承認いただき、現在に至っておるということでございます。

それと、用地買収の件でございますが、申しわけございませんが、まだ1件について買収が終わっていない状況でございます。進入道路に係る用地交渉につきましては、平成22年10月から個別に地権者の皆さんと交渉を進め、順次買収を行ってまいりました。残っている地権者の方との交渉につきましては、本人からの希望で他の地権者の買収が全て終われば買収に応じるということでしたので、その後交渉を続けておりますが、実はまだ買収ができてない

というような状況でございます。4月稼働に向け、時間も限られているわけでございますが、引き続き粘り強く交渉を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 西川副委員長。

西川朗副委員長 今の部長の説明で、ルートの決定された経緯はよくわかりました。

ともかく、用地買収にとりましては、来年の4月稼働ということなので、それまでに買収ができればとは言うのじゃなくて、そこまでには決着をつけて、道路の今後との見通しを考えての工事なりが必要かと思えます。これはぜひとも1日も早く頑張っていたきたいと思えますので、よろしく願います。

それと、今、仮設道路が置かれている場所というのは、瓦堂池の中だと思いますので、ただ、瓦堂池の中ということになれば、仮設道路では今後認識的には難しいので、その辺の撤去、また用地交渉ができた場合の工事過程など、わかれば教えていただきたいと思えますので、よろしく願います。

増田委員長 巽部長。

巽 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部長の巽でございます。

今、用地買収については、また鋭意努力してまいりたいと考えております。

それと、今のご質問でございますが、用地買収が全て完了すれば、最終的には現在の仮設部分の更に西側部分にゆるやかな左カーブを描いた中で、現在完成している部分に接道していくというふうな形の進入道路となります。

おっしゃっていただいている仮設道路部分は、今、副委員長もご理解いただいているように、現在は一部池の上を通行してる形となっております。もともと細い1.8メートルほどの里道があったのですが、工事車両等を通すために、瓦堂池の擁壁のところ辺に土のうを置いた形で、池側の道路を東側に広げた上で、現在の仮設道路とさせていただきます。設置当初からもう既に土のうの年数、設置してからの年数が経過しておるため、かなり危険な状態となっておりますので、今後何らかの対策が必要であると考えております。

以上でございます。

増田委員長 西川副委員長。

西川朗副委員長 ありがとうございます。今後、何か対応を考えて、考える時間が迫ってますので、前向きに、1日も早く交渉を願いたいと思えます。

最後の質問になろうかと思えます。もし買収できなかった場合の対応等は考えておられましたら、ちょっとお聞かせ願いたいなと思えます。どのような悪影響が出るのかなど、できない場合はどのような考えを持っておられるのか。

(「3回目の質疑やで」の声あり)

西川朗副委員長 はい。最後にお答えをよろしく願います。

(「3回目は言いつばなしや」の声あり)

西川朗副委員長 言いつばなしですか。それならそういうことで、よろしく願います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 ただいま西川副委員長から用地買収の件について質疑があり、部長の方から答弁をされました。当然、やはり誠意を持って用地交渉に当たるということが、私は大前提だというふうに思います。当然為政者は、この間いろいろ、この道の駅の問題、あるいは国鉄・坊城線の問題、後期高齢者医療制度の広域連合の問題等々、立場を変えて実施をしたり、やっぱりやってきた、そういう経緯があります。それにはいろいろな事情があったというふうに私は思います。しかし、それはちゃんと誠意を持って、みずからがその解決のために動くということが大事なことであります。部長は、何回そのお話に、交渉に行かれたのか、また、市長は直接地権者に協力をいただけるようにお会いになったのか、何回行ったのか、お伺いをおきたいと思っております。

増田委員長 異部長。

異 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部長の異でございます。私の方から何回行ったのかという、一応記録はしておりますが、正確にカウントしたそのデータというのを、今、持ち合わせておりませんので、もう何十回という形では行かせていただいております。

増田委員長 山下市長。

山下市長 お宅に伺ったということはございませんけれども、一度お話をさせていただいたということは覚えております。

増田委員長 白石委員。

白石委員 懸案の事項として、やっぱりこうやって新たにクリーンセンターを建設するというので、本当に葛城市の大きな事業としてやっているということは、これはもう皆周知のことです。その中で、こういう顛末になってきているということをきちっと把握し、そのことを認識した上で交渉をしていかないと、これはなかなか整わないというふうに思います。上げた拳をおろすところがない。おろすところをつくっていかないと、こんなの解決しないと思うんですよ。これは誰がするんですか。これは市長しかないじゃないですか。

やはり胸襟を開いて、お互いこの事業の悩み、内容とか、あるいはこれまでのいきさつ、そういうものをきちっと誤解を解いて、水に流してできるような取り組みをしないと、これは幾ら、異部長は優秀な人ですけども、頑張ったってこれはできないですよ。これは、我々政治家の端くれですから、どういういきさつ、経過があったかというのをそれなりに理解しています。それをやはり前へ進めようと思ったら、私はそれしかないというふうに思います。

以上です。

増田委員長 異部長。

異 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部長の異でございます。ちょっと誤解があったらいけないので、もう一回答だけさせていただきたいと思っております。

直接お会いしてというお話だけではなく、当然、電話等での連絡も含めての先ほど回答でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

増田委員長 ほかにございませんか。

増田委員長 西川委員。

西川弥三郎委員 この問題につきましては、多分僕がこの特別委員会の初めての委員長を受けさせていただいたと思います。今、異部長がおっしゃいましたけれども、ルートとしては、大きくは2つの案が初めにあったと、こういうような話でしたけれども、初めに受けたのは、お金まで出たのは、一番カーブのきつところへ行って、池のところから山を断ち割って、それでおいてくる、それで金額もこれ出てるので、このルートでいきたいというふうなのが初めにあって、それで、それはちょっと、あのカーブも危ないし、それで自然破壊もあるし、山を断ち切ってしまうようなこともあるし、金額もということで、特別委員会としてはそれは認められへんとなった。

ですから、そこには地権者は何人か絡んでくるし、家も建ってるし、いろんな交渉事にはいろいろと手間もかかるけれども、そっちの方でやってもらわれへんか、そっちで検討するようというのが委員会のもとの話やったと思います。その費用を比べた結果が10億円あったのか、ちょっと正確にはわかりませんが、9億円そこそこあったのか、今のルートが4億5,000万円かかる、そういうようなことを聞いたので、半分でできるし、工事費も用地費も含めてね。そういうふうなことで、そっちの方で検討せえというふうなことがあったと記憶しています。

日時については、いろいろ覚えてませんが、その中で家が建ってる部分と、それと交渉事については、市長のご親戚がお持ちやということで、市長は当初は、私、こんなところをルートに決められたら、そんなのとてやないけど、こんなの何を世間に言われるかわからへんから、これはかなんというふうな申し込みを受けたから、委員会で諮って、これは議会として、委員会として協力してもらわんと、そんな上からのルートはあかんと、それを何回かやってまっせ。だから議会からあのルートとしてのことは決めたので、それはちょっと調べてください。ちゃんと載ってますから。

その後、今もう一つ残っているというところのあれも、もう個人の名前も出しませんが、そのことについても、議会、委員会で2回話してますよ、協力してもらうように。どうか協力してくれということで。そやから、そこどころが余りにもそういうふうな非常識な単価なりで交渉してるのであれば、ちょっと交渉過程もおかしいかわかりませんが、普通の形で、常識的な形でやってるのであれば、ちゃんと協力してもらわんと。それははっきり言って歓迎される施設ではないというのはわかってるから、今でも一部の人が訴えてやってるわけやから。そんなのはわかってて、それでもやっぱり市民の生活にとっては一番なくてはならないものやから協力してくれということでやってるわけですから。いろいろとやっぱり協力してもらわんと。そのことを、それでこれは協力できへんと言われて、これはいつ、それで當麻の方が今言われたように、もともとのルートは通ったらあかんと、こうなってるんでしょ。

そうになったら、あと、これ完成できへんかったらどこを通過していくのか、どうするのか、はっきりと見通し立ててるのかどうか。そこをちゃんと踏まえとかな、副委員長が言ったように、そんなこと、ちゃんとしとかなあかんやん。何もそんなおかしな、どこでボ

タンを掛け違いがどうのこうのって、どこであったのか僕は知りませんで。何か見てたら政争の具になってるのかいなというふうな印象を受けませ。もうちょっと皆にとつての一番の、やっぱりなくてはならん施設やから、いろいろと誠意を持って交渉して、間に合うようにしていただきたい、そういうように思います。1つは、その時期等についてどう考えているかだけ答弁いただきたい。

増田委員長 異部長。

異 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部の異でございます。

時期でございますが、先ほど仮設道路のお話をさせていただきましたが、その仮設道路の部分の護岸工事とかも最終的には出てまいります。護岸工事等につきましては、水を抜いてからの工事となりますので、恐らく10月以降ぐらいから最終的には始めなければいけないかなと思っておりますので、それまでには用地交渉も済み、仮設道路の更に西側に本設道路をつくった上で、その工事をしていくという必要がございますので、最終リミットと言いますか、10月から工事を始められるまでに用地買収が当然終わって、1日でも早くそのめどが立つように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 西川副委員長、あるいは西川委員から改めて質疑があつて、このクリーンセンターの竣工に向けて、進入路の完成、これはこれとして早期に進めていきたい、いつてほしいということの思いであるけれども、わかるけども、私から言わせたら、逆に、これ、買収できなかったらどうしますねんみたいな話じゃないですか。こんなの収用しかないじゃないですか。こういう話をだしに、また、これ何年になりますねん。何年間の中でいろいろなことがあつて今日があるわけでしょう。こういういきさつ、内容を見無視して、この議会の中で、もうその土地収用も含めていけみたいな話になっていったら、まとまるものもまとまらへん。

私はまとめるために、やっぱり市長が直接行って理解を求め合う、こういうことをした方がいいんじゃないですか、具体的に言ってるじゃないですか。こんなの収用でやれますねん、そんなことを求めている、本当にこういう市民の理解を得てできるんですか。尺土でもそうですよ。何でそうなってるか、そこをきちっと把握して解決方法をしていかないとできないですよ。逆に、今の委員会の議論というのは、地権者に対して本当に力をかけて、理解を求めるんじゃない、圧力をかけてでもやらそうというような話じゃないですか。私は、冒頭で言った内容を提案したい。

異部長はこの間ずっと新炉建設準備室でその責任者としてやってきた、何十回やってきた、評価します。しかし、市長はどうなのか。地権者のご自宅へ行って、ちゃんと話をすれば、私は解決する問題だというふうに思います。

委員長、以上です。

増田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、本件について本日はこの程度にとどめておきたいというふうに思い

ます。

お諮りをいたします。

新クリーンセンター建設にかかる諸事業については、事業の進捗に伴い随時委員会を開催し審査を必要とすることから、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしましたと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、新クリーンセンター建設にかかる諸事業については、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で、本日の審査事項は全て終了をいたしました。

ここで委員外議員からの発言の申し出があれば許可をいたします。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆さん方の活発なご意見も頂戴しながら、委員会を終了させていただきたいと思います。先ほどございましたようなクリーンセンターに係ります交渉につきましても、時期も迫ってございます。誠意を持った交渉によって早期に解決いたしますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、以上をもちまして厚生文教常任委員会を閉会させていただきます。

閉 会 午前10時20分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 増 田 順 弘